

市政記者各位

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

① 検査医療体制の強化

(既決予算で対応)

【医療・介護施設従事者等へのスクリーニング検査の充実】

新型コロナウイルスに感染した場合の影響が大きい医療施設や介護（高齢・障がい）施設従事者等を対象に、スクリーニング検査を実施する。

- ・実施期間：5月中旬～年度末まで
- ・検査回数：月1回程度

(既決予算で対応)

【感染流行地域への検査】

地域における感染状況を踏まえ、感染拡大を防止する必要がある場合に、現に感染が発生した店舗、施設等に限らず、地域の関係者等を対象に幅広く検査を実施する。

② 医療・介護施設への支援

(既決予算で対応)

【クラスター発生施設への専門職等の派遣】

クラスターが発生した医療機関や介護施設等に対して、速やかに外部の感染症専門医や保健所職員等を派遣し、感染拡大防止策を講じた自律的な施設運営を支援する。

(既決予算で対応)

【医療・介護従事者への給付金の交付】

- ・医療従事者支援：入院患者1人当たり30万円を受入れ医療機関を通じて、医療従事者に支給。
- ・介護従事者支援：感染者1人当たり15万円を高齢・障がい者施設を通じて、介護従事者に支給。

【問い合わせ先】

① 検査医療体制の強化

新型コロナウイルス感染症対策担当(八尋)

電話 711-4776 内線 2713

② 医療・介護施設への支援

(専門職等派遣)

新型コロナウイルス感染症対策担当(古江)

電話 711-4776 内線 2713

(医療関係施設への給付金)医療事業課(坂本)

電話 711-4004 内線 2007

(介護関係施設への給付金)事業者指導課(吉田)

電話 711-4973 内線 2044

障がい福祉課(渡邊)

電話 711-4224 内線 2160